

保護者 様

令和 5年 1月18日

神 埼 市 教 育 委 員 会
教 育 長 末 次 利 明
神 埼 市 立 千 代 田 東 部 小 学 校
校 長 五 反 田 康 子

令和5年度以降の市内小中学校の春季休業の変更について（通知）

厳寒の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より神崎市並びに本校の学校教育についてご協力をいただきありがとうございます。

さて、今年度まで、本市の小中学校の春季休業日を「4月5日まで」としておりました。しかし、この5日間に土曜日・日曜日が重複してしまうことがあり、結果として、新年度の準備期間が短くなることで、小中学校の教職員は休日に出勤をして準備をしなければならない状況となっておりました。

このような現状に鑑み、本市としましては、新年度の準備に万全を期すため、市内小中学校の管理に関する規則を一部変更し、下記のとおりとします。

保護者の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

【令和4年度まで】

（春季休業日）

4月1日から4月5日まで（ただし、新入1年は、4月1日から入学式の前日まで）



【令和5年度以降】

（春季休業日）

4月1日から4月6日まで（ただし、新入1年は、4月1日から入学式の前日まで）

※令和5年度から、1学期の始業式は『4月7日』となります。（4月7日が、土曜日の場合は4月9日から、日曜日の場合は4月8日から1学期が始まります。）